

令和2年度鳥取県育英奨学生（高等学校等奨学資金・緊急採用）募集要項

1 育英奨学資金貸与制度の目的

県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成することを目的とします。

2 募集人員 20人程度

3 貸与月額

国公立の高等学校等	自宅通学	月額 18,000円
	自宅外通学	月額 23,000円
私立の高等学校等	自宅通学	月額 30,000円
	自宅外通学	月額 35,000円

※自宅外：申請者が生計を同一にする世帯と離れてアパート・下宿・寮等に居住しており、家賃を負担している場合

4 募集時期

随時募集します。

5 貸与期間

申請のあった月から、在学している高等学校等の正規の修業年限が終了する月までとします。

6 奨学資金の返還

- (1) 奨学資金は無利子とし、貸与の終了後15年以内（貸与を途中で取り止めた場合などは10年以内）に、半年賦又は月賦のいずれかの方法で返還しなければなりません。また、返還方法は口座振替による方法のみとなります。

(返還の例…36か月貸与を受け15年で返還する場合)

区分	貸与総額	半年賦を選択した場合		月賦を選択した場合	
		半年賦額	返還回数	月賦額	返還回数
国公立〔自宅〕	648,000円	21,600円	全30回 (毎年7、12月返還)	3,600円	全180回 (毎月返還)
国公立〔自宅外〕	828,000円	27,600円		4,600円	
私立〔自宅〕	1,080,000円	36,000円		6,000円	
私立〔自宅外〕	1,260,000円	42,000円		7,000円	

- (2) 奨学資金の返還を怠ったときは、延滞金が加算されます。

- (3) 奨学資金は保護者ではなく、申請者本人に貸付けを行います。よって、申請者本人が学校を卒業等した後返還を行うこととなります。

返還された奨学資金は、新たな貸付資金となり、後輩奨学生に引き継がれていきます。貸与を受けられる方は、自らの責任と自覚によって、期限内に必ず返還してください。

7 申請資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当し、(3)を満たす者としてします。

- (1) 家計が急変した者で、次の事項のいずれかに該当する場合で、その事由が発生した時から1年以内であること。

ア 家計支持者が解雇され、又は早期退職した場合。又、再就職したが収入が著しく減少している場合

- イ 家計支持者が死亡又は離別した場合
- ウ 家計支持者が破産した場合
- エ 病気、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合
- オ 火災、風水害、震災等の災害により申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合

(2) 令和2年5月以降に高等学校等へ入学（転入学を除く。）した者。

(3) 次の要件をすべて満たすこと。

ア 県内に住所を有する者の子等で、高等学校等（県外含む）に在学する者であること。

イ 鳥取県から同種類の奨学資金の貸与又は給付を受けていないこと。

ウ 鳥取県以外の者から同種類の奨学資金であって、鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の無利子の貸与または給付を受けていないこと。

エ 申請者の属する世帯の年間所得が、別表第1の所得基準額以下であること。

オ 修学に対する意欲があり、性行が正しいこと。

※イ、ウの同種類の奨学金の詳細は別紙「参考」をご覧ください。

8 申請の手続（提出書類）

奨学生を希望する者は、次の書類を在学高等学校等に提出してください。県外の学校在学者については、県教委育英奨学室へご連絡ください。

(1) 鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（緊急採用）

(2) 令和元年分の市町村長が発行する所得証明書（乳幼児、就学者等を除く家族全員分）

※所得がない成人も所得証明が必要です。

※令和元年分の市町村長が発行する所得証明書が発行されるまでは源泉徴収票等で対応します。育英奨学室（0857-29-7145）までお問い合わせください。

(3) 家計が急変したことを証明する書類（7（1）の家計が急変した者のみ）

(4) 特別の事情による控除（別表第2）を受けようとする者は、そのことを証明する書類
（必要な提出書類は別表第2の提出書類欄に記載）

(5) 誓約書（印鑑登録証明書添付）

(6) 振込口座等登録（変更）申請書

(7) 振込口座の通帳の写し

9 その他

(1) 連帯保証人は父母又はこれに代わって債務を保証する者とし、保証人は申請者及び連帯保証人と同一生計外の者（借受者と同居していない者）としてください。

(2) 県外の高等学校等に在学し、奨学資金の貸与を希望される方は、申請手続きについて育英奨学室へお問い合わせください。

(3) 家計が好転し、奨学金貸与の必要がなくなった場合は、本人からの辞退により貸与を終了することとします。

10 手続きの流れ

貸与申請書等の提出 …… 在学している高等学校等へ貸与申請書等を提出してください。

審査結果の連絡 …… 審査結果を在学している高等学校等経由で申請者に連絡します。

貸与の開始 …… 審査結果通知後、貸与を開始します。

11 問い合わせ先

〒680-8570

鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局育英奨学室

電話 0857-29-7145

ファクシミリ 0857-26-8176

別表第1

所得基準額表

区分	令和元年分所得	備考
世帯人員	1人	世帯人員が7人を超える場合は1人増すごとに160千円を加算する。
	2人	
	3人	
	4人	
	5人	
	6人	
	7人	

備考

- 1 生計を一にする世帯のうち、就学者を除く全員の所得額合計から、別表第2の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。
- 2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。

【参考：公的年金に係る所得金額計算表】

年金を受け取る人の年齢	公的年金の収入金額の合計額	所得金額（単位：円）
65歳未満	70万円以下	0
	70万円超130万円未満	収入金額合計-700,000
	130万円以上410万円未満	収入金額合計×0.75-375,000
	410万円以上770万円未満	収入金額合計×0.85-785,000
	770万円以上	収入金額合計×0.95-1,550,000
65歳以上	120万円以下	0
	120万円超330万円未満	収入金額合計-1,200,000
	330万円以上410万円未満	収入金額合計×0.75-375,000
	410万円以上770万円未満	収入金額合計×0.85-785,000
	770万円以上	収入金額合計×0.95-1,550,000

(注) 例えば65歳以上で「公的年金等の収入金額の合計額」が350万円の場合には、公的年金に係る所得の金額は次のようになります。

$$3,500,000 \text{円} \times 0.75 - 375,000 \text{円} = 2,250,000 \text{円}$$

【参考：保証債務に関するQ&A】

Q1. 連帯保証人と保証人の責任の違いは何ですか。

A1. 奨学金の返還は原則として奨学生本人が行うものですが、連帯保証人にも奨学生本人と同等の責任があります。県は、双方へ同等に返還を請求することができ、各人とも全額を返済する責任があります。保証人は、奨学生本人や連帯保証人が返還できない場合に、各人に代わって返還する責任があります。

Q2. 返還している途中で連帯保証人が亡くなりましたが、どうすればいいですか？

A2. 連帯保証人（又は保証人）が不在となったときは、速やかに後任者を届けてください。届けない場合は、残っている返還金を一括請求することがあります。

Q3. 同居ですが、生計が別の兄は保証人になれますか？

A3. 同居人は保証人になれませんが、いわゆる二世帯住宅や敷地内別棟等、住民票が同じでも生計が別の場合は、生計が別であることを証明する書類を添付してください。
(例：光熱水費等の同月の請求書)

Q4. 祖父に保証人を依頼しようと思いますが、年齢制限はありますか？

A4. 年齢制限はしませんが、保証人には、奨学生の学校卒業後、15年間の返還の保証をお願いするので、なるべく65歳以下の方としてください。
また、保証人にも返還を求めることがあります(Q1参照)ので、所得や返還の資力がある方としてください。

特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額				提出書類	
A	(1)母子・父子世帯	490千円				なし	
	(2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	80千円				なし
		中学校	160千円				
			自宅通学	自宅外通学			
		高等学校	国公立	280千円	470千円		
			私立	410	600		
		高等専門学校	国公立	360	550		
			私立	600	800		
		大学	国公立	590	1,020		
			私立	1,010	1,440		
		専修学校	高等課程	国公立	170	270	
			私立	370	460		
専門課程	国公立		220	620			
	私立		720	1,120			
(3)障がい者等のいる世帯	障がい者等1人につき	860千円			障害者手帳、療育手帳の写し等		
(4)長期療養者のいる世帯(長期とは、おおむね6か月以上とする)	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。				令和元年分の医療費に係る領収書の写し		
(5)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額。ただし、710千円を限度とする。				主たる家計支持者が別居していることで生じる令和元年分の家賃及び光熱水費の領収書の写し		
(6)火災・風水害・盗難等の被害をうけた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額。				災害を受けたことが分かる書類及び将来長期にわたって支出増または収入減になるとと思われる年額の積算表		
B	申請者が高等学校等に在学している場合	国公立	自宅通学	280千円	なし		
本と人すをる対控象除		国公立	自宅外通学	470千円			
		私立	自宅通学	410千円			
		私立	自宅外通学	600千円			

- 備考 1 A欄の控除については、生計を一にする世帯全員の中で、特別の事情に該当する場合に控除することができる。
- 2 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除には、申請者本人は含めない。
- 3 A欄の「(3)障がい者等のいる世帯」による控除は、障害者手帳等の交付を受けている者、知的障がい者や身体障がい者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者又は介護保険法上の要介護認定を受けている者に該当する場合に控除することができる。
- 4 A欄の「(4)長期療養者のいる世帯」及び「(5)主たる家計支持者が別居している世帯」による控除は、貸与申請前年に支出した実費とする。
- 5 A欄(5)の「別居のため特別に支出」の対象経費は、住居費、光熱水費に限る。
- 6 A欄の控除については、該当する特別な事情が二つ以上ある場合には、それらの特別控除額を併せて控除することができる。
- 7 B欄は申請者本人のみを対象とした控除である。

参 考

1 募集要項7申請資格(3)の「鳥取県から同種類の奨学資金～」について

(1) 鳥取県育英奨学資金との併給を認めるもの

高校生等奨学給付金

(2) 鳥取県育英奨学資金との併給を認めないもの

(例) 看護職員修学資金(鳥取県福祉保健部)

母子父子寡婦福祉資金(鳥取県福祉保健部)

2 募集要項7資格申請(3)の「鳥取県以外の者から～」について

(1) 鳥取県育英奨学資金との併給を認めるもの

(例) (独) 日本学生支援機構第一種奨学金(無利息)

(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限る)

(財) あしなが奨学金・(財) 交通遺児奨学金

(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限る)

(独) 日本学生支援機構第二種奨学金(利息付)

(株) 日本政策金融公庫(旧) 国民生活金融公庫(国の教育ローン)

各金融機関の教育ローン

(2) 鳥取県育英奨学資金との併給を認めないもの

(例) (独) 日本学生支援機構第一種奨学金(無利息)

(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合)

(財) あしなが奨学金・(財) 交通遺児奨学金

(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合)

生活福祉資金教育支援費(鳥取県社会福祉協議会)

※上にあげた奨学資金以外にも、いろいろな奨学資金制度があります。

それぞれの要件等で鳥取県育英奨学資金との併給が認められるもの、認められないものがありますので、詳しくは県教委事務局育英奨学室(0857-29-7145)までお問い合わせください。

